社会福祉法人花園福祉会役員報酬規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人花園福祉会（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬に関し、必要な事項を定める。

（役員の報酬）

第２条　役員の報酬は、常勤の役員については基本給とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。

（常勤の役員の基本給）

第３条　常勤の役員の基本給月額は、３６０，０００円とする。

（非常勤役員報酬）

第４条　非常勤役員報酬の額は、月額２００，０００円とする。

（報酬の支給日）

第５条　役員の報酬の支給日は、法人の給与・退職金規程第７条に準じる。

（報酬の支払方法）

第６条　役員の報酬の支払方法は、法人の給与・退職金規程第８条に準じる。

（理事会及び評議員会等への出席報酬）

第７条　理事が、理事会及び評議員会に出席したとき、あるいは法人及び事業の運営のための業務にあたった場合の報酬は、源泉所得税を差し引いて現金で支給する。

住居が高松市内の理事　　税込　　８，１５０円

住居が高松市外の理事　　税込　１２，４５０円

２　監事が、理事会及び評議員会に出席したとき、あるいは法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査にあたった場合の報酬は、源泉所得税を差し引いて現金で支給する。

住居が高松市内の監事　　税込　　８，１５０円

住居が高松市外の監事　　税込　１２，４５０円

３　評議員が、評議員会及び理事会に出席したとき、あるいは法人及び事業の運営のための業務にあたった場合の報酬は、源泉所得税を差し引いて現金で支給する。

住居が高松市内の評議員　　税込　　５，３４０円

住居が高松市外の評議員　　税込　　９，６６０円

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、役員の報酬等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　　則

この規程は、平成２０年６月２４日から施行し、平成２０年６月１日から適用する。

附　　則

この規程は、平成２２年６月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。